

改正後令和7年5月1日から適用					現行				
別表－1					別表－1				
測量業務 諸経费率表					測量業務 諸経费率表				
(1) 諸経费率標準値					(1) 諸経费率標準値				
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b				A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%	率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%
(2) [略]					(2) [略]				